

第 9 期

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年12月22日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
修養団SYDビル2階 SYDホール

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<新型コロナウイルス感染症への対応のお願い>

新型コロナウイルスの感染再拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株式会社タスキ

証券コード：2987

株 主 各 位

証券コード 2987
2021年12月6日
東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社タスキ
代表取締役社長 柏村 雄

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月21日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権ウェブサイト（4頁をご参照ください。）より議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 新型コロナウイルスの感染リスクを減らすため、お土産及び飲料の配布は控えさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の再拡大等今後の状況等により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 当社役員並びに運営スタッフは、マスク等を着用のうえ対応させていただきます。
- 当日はマスクの着用、アルコール消毒、受付時の体温測定等、感染防止に向けたご協力をお願いいたします。また、37.5℃以上、もしくはご体調がすぐれないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等、感染拡大防止のために必要な措置を講じさせていただきます場合があります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 計算書類の株主資本等変動計算書
 2. 計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://tasukicorp.co.jp/>)

記

1 日 時	2021年12月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 修養団SYDビル2階 SYDホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 第9期（2020年10月1日から2021年9月30日まで） 事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3、4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年12月21日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月21日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

※デザイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

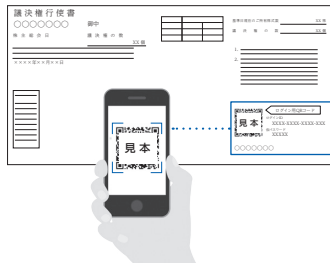
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種が進むなど影響の縮小を目指した動きや、生産や消費活動の持ち直しの動きが見られました。その一方で、変異株ウイルスの発生など感染再拡大の懸念もあり、引き続き先行き不透明な経済状況となっております。

このような状況の下、当社は、オンライン完結型の不動産投資型クラウドファンディング「TASUKI FUNDS」の会員募集及び第1号ファンドの運用を開始しました。新型コロナウイルスが与えた日本経済への影響を背景に、不動産投資型クラウドファンディングは低リスクかつ安定した利回りが期待できることから、個人の投資ニーズがこれまで以上に高まっております。ハードルが高いイメージのある不動産投資ですが、「TASUKI FUNDS」では専門的な知識や多額の資金を必要としないため、投資の幅を広げ、手軽に始められる不動産投資を実現します。

また、新型コロナウイルスの影響で、非対面コミュニケーションが一気に進んだこともあり、あらゆる業界でデジタル化が進んでおります。当社は、自社のみならず不動産業界全体の発展と市場の更なる拡大を目指し、不動産業界のテクノロジー活用を牽引する「DX戦略研究室」を設立しました。デジタル人材の採用や外部パートナーとの連携を積極的に進め、不動産価値流通のデジタル化を推進するサービス「TASUKI TECH」の開発を加速しております。

さらに、あらゆる企業でDXが求められていますが、DXプロジェクトの実行に課題を抱える企業を対象に、戦略策定から具体的な施策の検討及び実行までのプロジェクトを支援し、チームとして伴走することで、“内製型DX”を実現する「TASUKI DX CONSULTING」の提供を開始しました。

これらの不動産テックを強みとした事業・組織・戦略策定等への当社の取り組みが、経済産業省のDX推進指標に基づき認定基準を満たしていること、情報開示が行われていることなどが評価され、経済産業省が定めるDX認定制度に基づく「DX認定事業者」に選定されました。

当事業年度における経営成績は、販売が好調に推移し、引渡件数増(新築投資用IoTレジデンス販売及び開発用地販売の合計で前期比5件増の37件)により、売上高は91億90百万円(前期

比30.8%増)となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費の増加はありましたが、増収により、12億50百万円(前期比116.0%増)となりました。経常利益は11億12百万円(前期比113.0%増)、当期純利益は7億94百万円(前期比140.3%増)となりました。

なお、当事業年度より報告セグメントの区分を変更しており、セグメント別の業績については記載していません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は35,861千円で、その主なものは不動産価値流通プラットフォーム「TASUKI TECH」のソフトウェア開発であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年10月2日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、2020年10月1日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行300,000株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ92,460千円増加しております。

また、新株予約権の行使による新株式の発行572,000株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ37,180千円増加しております。

この結果、当事業年度末において資本金が1,049,640千円、資本剰余金が734,640千円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年1月4日をもって給与前払いプラットフォームを提供する「DayPay事業」を第三者へ譲渡しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年9月期)	第 7 期 (2019年9月期)	第 8 期 (2020年9月期)	第 9 期 (当事業年度) (2021年9月期)
売 上 高 (千円)	3,117,194	5,118,432	7,027,407	9,190,085
経 常 利 益 (千円)	108,210	330,348	522,111	1,112,186
当 期 純 利 益 (千円)	73,282	221,809	330,693	794,554
1株当たり当期純利益 (円)	25.41	69.32	70.25	145.89
総 資 産 (千円)	3,392,905	3,854,503	5,255,113	9,909,378
純 資 産 (千円)	477,879	699,689	2,155,383	3,079,124
1株当たり純資産額 (円)	149.34	218.65	431.08	524.38

- (注) 1. 当社は、2020年6月12日付で普通株式2.5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

①IoTレジデンスの強化

当社のIoTレジデンスは、東京23区・駅近（徒歩5分）に特化し、販売先である投資家や企業等の嗜好にあった商品を提供するために、立地選定及び商品企画力の強化と認知度の向上及びブランディング強化が重要であると考えております。引き続き当社は東京23区に特化し、プロジェクト実績を積み上げ、ニッチトップカンパニーとしてシェアアップを図ることで、ブランディングの強化に取り組んでいく方針であります。

②ストック収益の確保を実現するSaaS型ビジネスの強化

現在、当社はIoTレジデンスのフロー収入の割合が大きいですが、中期的には、安定的なスト

ック収益の確保が可能となるSaaS（Software as a Service）型のビジネスの強化が必要であると考えております。当社が取り組む不動産価値流通プラットフォーム「TASUKI TECH」は、SaaS型ビジネスをBtoBビジネスとして展開しており、SaaS型ビジネスの拡大により、当社全体の収益の安定性の確保を図っていく方針であります。

③優秀な人財の採用と育成

当社の持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人財を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人財を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでいく方針であります。

④システムの安定性確保

当社の事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社ではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

⑤内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

当社は、「タスキで世界をつなぐ～革新的なイノベーションで社会のハブになる～」を企業理念に掲げ、不動産テック領域でReTech事業（IoTレジデンス、不動産投資型クラウドファンディング）、SaaS事業（TASUKI TECH）及びDXコンサルティング事業を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年9月30日現在)

名 称	住 所
本 社	東京都港区北青山二丁目7番9号
横 浜 支 店	神奈川県横浜市中区寿町一丁目3番地12

(7) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	前期末比増減
25名	39.2歳	2.9年	5名増

- (注) 1. 当社は単一事業を営んでおり、セグメント別の記載を省略しております。
2. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額 (千 円)
東 京 シ テ ィ 信 用 金 庫	1,908,000
城 北 信 用 金 庫	803,400
大 東 京 信 用 組 合	495,000
湘 南 信 用 金 庫	415,270

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2021年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,872,000株

- (注) 1. 公募増資により発行済株式総数は300,000株増加しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は572,000株増加しております。

(3) 株主数 3,000名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
村 上 三 郎	2,622,000	44.65
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	440,000	7.49
株 式 会 社 ウ エ ッ ジ	200,000	3.40
京 東 株 式 会 社	142,400	2.42
渡 邊 裕	123,300	2.09
齋 藤 将 平	118,300	2.01
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	95,900	1.63
朝 井 隆 夫	81,000	1.37
株 式 会 社 ジ ェ イ ・ エ ス ・ ビ ー	80,000	1.36
オ ウ ト 株 式 会 社	72,100	1.22

(注) 持株比率は自己株式（48株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	村 田 浩 司	
取 締 役 会 長	村 上 三 郎	(株)新日本建物 取締役会長
取 締 役	柏 村 雄	経営管理部長 兼 コンプライアンス・オフィサー
取 締 役	南 雲 忠 信	横浜ゴム(株) 相談役 日本ゼオン(株) 社外取締役 ローム(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	古 賀 一 正	
監 査 役	南 健	デラウェア(株) 代表取締役 (株)Epsilon Molecular Engineering 社外取締役
監 査 役	熊 谷 文 麿	佐藤総合法律事務所弁護士 GMOアドパートナーズ(株) 社外取締役 GMOクリック証券(株) 社外監査役 (株)コークッキング 社外監査役 AWL (株) 社外監査役 イミュニティリサーチ(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役南雲忠信氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役古賀一正氏、監査役南健氏及び監査役熊谷文麿氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役古賀一正氏は、金融機関における長年の経験や他の企業における財務経理部門の長としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役南健氏は、長年の管理部門管掌役員の経験及び企業への経営支援の経験を有しており、資金調達・資本政策・管理会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役熊谷文麿氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 2021年6月18日付で取締役の米良浩幸氏は辞任いたしました。辞任時における重要な兼職は、当社の出資先である(株)ファーストキャビンHD取締役であります。
5. 2021年10月1日付で代表取締役社長村田浩司氏の地位が、代表取締役会長に変更となりました。
- 2021年10月1日付で取締役柏村雄氏の地位が、代表取締役社長に変更となりました。
- 2021年10月1日付で取締役会長村上三郎氏の地位が、取締役に變更となりました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年12月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬により構成する。但し、社外取締役の報酬は、監督機能を担うという職務に鑑み、固定報酬のみとする。

イ. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の金銭報酬とし、役位別の報酬額を基本として職責、在任年数等に基づき経済情勢、当社の成長力等を考慮して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益を基に算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、当該答申を踏まえて取締役会が報酬を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	119,212 (6,000)	84,803 (6,000)	34,409 (-)	-	5 (1)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	11,340 (11,340)	11,340 (11,340)	-	-	3 (3)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	130,552 (17,340)	96,143 (17,340)	34,409 (-)	-	8 (4)

(注) 1. 上表には、2021年6月18日に辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標は経常利益であり、その実績は11億12百万円であります。当該指標を選択した理由は、報酬の透明性及び客観性を高め、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするためであります。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年7月23日開催の株主総会において年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2018年7月23日開催の株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社の相談役、日本ゼオン株式会社の社外取締役及びローム株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役南健氏は、デラウェア株式会社の代表取締役及び株式会社Epsilon Molecular Engineeringの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役熊谷文麿氏は、佐藤総合法律事務所弁護士、GMOアドパートナーズ株式会社の社外取締役、GMOクリック証券株式会社の社外監査役、株式会社コークッキングの社外監査役、AWL株式会社の社外監査役及びイミュニティリサーチ株式会社の社外監査役であります。当社は佐藤総合法律事務所に内部通報制度における社外窓口業務の委託を行っています。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 南 雲 忠 信	当事業年度に開催された取締役会全22回全てに出席し、書面決議を1回行いました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 古 賀 一 正	当事業年度に開催された取締役会全22回全て、監査役会全15回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、長年の他社の監査役経験及び金融機関における業務経験等の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 南 健	当事業年度に開催された取締役会全22回全て、監査役会全15回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、企業への経営支援の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 熊 谷 文 麿	当事業年度に開催された取締役会全22回全て、監査役会全15回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,000千円

(注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合と認められるほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ、当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンス管理規程」

に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を、役員・従業員全員が遵守するように徹底することとする。

- ロ. 「コンプライアンス管理規程」は共有フォルダに掲示するほか研修・勉強会等を通じて役員・従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- ハ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- 二. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ホ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ヘ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づき、その運用を行なうこととする。
- ト. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、「緊急時対策マニュアル」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- ハ. 代表取締役、取締役（常勤）及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を効率的に行なうこととする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「経営計画規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を監査役に報告することとする。
 - ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
 - ハ. 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わないものとする。
 - ニ. 取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役もしくは監査役会が、会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
- ロ. 当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス管理体制

当社は役員・従業員に対して、研修会の開催や社内広報等を通じて不断にコンプライアンスの自覚を促すとともに、経営及び業務執行の体制においてコンプライアンスを意識した適正な組織的、手続的牽制の仕組みを構築・運用することにより、不正及び誤謬を予防して役員、従業員等と会社の法的安全を守り、かつ会社の社会的責任を全うすることを目的として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。委員は、代表取締役、取締役（常勤）及びコンプライアンス・オフィサーから構成され、3ヶ月に1度開催しております。また、監査役及び監査室長は、自らの判断により、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、意見を述べております。

コンプライアンス関連研修につきましては、テーマに応じて全社集合研修、階層別研修、部門内研修を実施しており、企業理念全般、ハラスメント防止、不動産業務関連の各業法遵守、インサイダー取引防止、情報管理等のテーマが取り上げられております。内部通報制度につきましては、社内窓口に加えて社外窓口を設置するとともに、法改正等の動向も踏まえて関連規程の改定を実施しております。また、制度の周知徹底を図るために社内ネットワークへの掲示を行っております。

② リスク管理体制

当社リスク情報の洗い出し・識別→評価→対応というリスク管理基本プロセス構築の根幹となる「リスク・コントロールポリシー」を定め、これに基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」において定期的な評価、見直しを実施しております。

与信リスクへの対応として、与信管理に関する基準及び手続きを定めた「与信管理規程」を制定しております。

③ 取締役・取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の取締役会は、定例取締役会の12回を含めて計22回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行い、経営の公正性及び透明性を確保しております。

取締役の報酬等の決定につきましては、「4. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を議長とする「報酬委員会」が設置されております。

サステナビリティ基本方針が定められ、サステナビリティ関連事項を討議するための「サステナビリティ委員会」が設置されております。

④ 監査役・監査役会の職務執行

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名は全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしており、当事業年度は計15回開催されております。監査役は、監査役会で策定した監査方針及び年間計画に基づいて監査を実施しており、例えば、取締役会その他の重要会議への出席と監査役の立場から必要な意見表明の実施、重要書類の閲覧等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。

⑤ 内部監査

内部監査計画に基づき、監査室による内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に直接報告しております。

⑥ 三様監査の相互連携

監査役と会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、監査役と監査室についても、月2回の定例ミーティングを実施し、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行なっております。また、会計監査人と監査室は、会計監査人往査の際に定例会合を実施する等積極的に情報の共有を行なっております。さらに、四半期レビュー時の監査役、会計監査人、監査室の三者ミーティングの開催や監査計画及び監査結果の相互還元等、三様監査の実効性向上に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた取り組み

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、定期会合及び勉強会の参加を通じて、特殊暴力の排除及び防止対策に関する情報収集及び警察並びに関係機関との連携強化に努めております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,412,590	流 動 負 債	2,101,973
現 金 及 び 預 金	3,253,344	工 事 未 払 金	41,428
販 売 用 不 動 産	857,637	短 期 借 入 金	194,000
仕 掛 販 売 用 不 動 産	5,038,517	1年内返済予定の長期借入金	1,372,792
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	348	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	54,000
前 渡 金	84,980	リ ー ス 債 務	2,094
前 払 費 用	14,626	未 払 金	63,530
そ の 他	163,136	未 払 費 用	2,464
固 定 資 産	496,787	未 払 法 人 税 等	283,307
有 形 固 定 資 産	85,875	前 受 収 金	32,400
建 物	9,120	前 受 収 金	2,436
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,889	預 り 金	3,711
土 地	63,005	賞 与 引 当 金	15,400
リ ー ス 資 産	2,013	役 員 賞 与 引 当 金	34,409
建 設 仮 勘 定	9,846	固 定 負 債	4,728,280
無 形 固 定 資 産	35,068	社 長 期 借 入 金	236,000
商 標 権	264	長 期 借 入 金	4,463,488
ソ フ ト ウ エ ア	17,094	リ ー ス 債 務	1,417
リ ー ス 資 産	1,133	退 職 給 付 引 当 金	9,901
そ の 他	16,576	そ の 他	17,474
投 資 そ の 他 の 資 産	375,843	負 債 合 計	6,830,254
投 資 有 価 証 券	300,000	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	12,920	株 主 資 本	3,079,124
長 期 前 払 費 用	582	資 本 金	1,049,640
繰 延 税 金 資 産	38,481	資 本 剰 余 金	734,640
そ の 他	23,859	資 本 準 備 金	734,640
資 産 合 計	9,909,378	利 益 剰 余 金	1,294,937
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,294,937
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,294,937
		自 己 株 式	△93
		純 資 産 合 計	3,079,124
		負 債 純 資 産 合 計	9,909,378

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年10月 1 日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,190,085
売上原価		6,967,393
売上総利益		2,222,692
販売費及び一般管理費		972,011
営業利益		1,250,680
受取利息及び配当金	202	
受取地代家賃他	1,492	
その他の費用	23	1,718
営業外費用		
支払利息	95,565	
支払手数料	23,090	
社債発行費用	8,529	
上場関連費用	6,183	
株式の交付費用他	2,407	
	4,435	140,211
経常利益		1,112,186
固定資産売却益	211	
投資有価証券売却益	12,000	
事業譲渡益	14,315	26,526
特別損失		
固定資産除却損	2,799	2,799
税引前当期純利益		1,135,913
法人税、住民税及び事業税	360,114	
法人税等調整額	△ 18,755	341,358
当期純利益		794,554

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

株式会社タスキ
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	金	井	匡	志
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原		伸	夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タスキの2020年10月1日から2021年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２０年１０月１日から２０２１年９月３０日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月8日

株式会社タスキ 監査役会
 常勤社外監査役 古賀 一正[㊟]
 社外監査役 南 健[㊟]
 社外監査役 熊谷 文磨[㊟]

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、配当性向35%以上を目標として、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び上記方針を勘案し、1株につき52円とさせていただきますと存じます。なお、本議案が可決されますと、当期の配当性向は35.6%となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 52円

総額 305,341,504円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社が推進している、先端テクノロジーを活用した不動産業界全体のデジタル化を図るサービスの現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とする旨の規定を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略） （目的）	第1条（現行のとおり） （目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （新設） （新設） 8.～9.（条文省略） （新設） 1.～6.（条文省略） 7. <u>給与等の支払いおよび福利厚生に関するアウトソーシングサービス業</u> （新設） （新設） 10.（条文省略） （新設）	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 人工知能（AI）を用いた各種ソリューションサービスの提供</u> <u>2. 人工知能（AI）プログラムの研究および開発</u> <u>3.～4.（現行のとおり）</u> <u>5. データ分析・解析事業</u> <u>6.～11.（現行のとおり）</u> （削除） <u>12. 不動産担保貸付その他金銭の貸付</u> <u>13. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業務</u> <u>14.（現行のとおり）</u> <u>15. 第二種金融商品取引業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>11.</u> (条文省略) 第3条～第32条 (条文省略) (選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) (新設) (任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 (新設) 第35条～第48条 (条文省略)	<u>16.</u> (現行のとおり) 第3条～第32条 (現行のとおり) (選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> 第35条～第48条 (現行のとおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、独立社外取締役比率を高め、ダイバーシティに配慮した人材を構成することにより取締役会の経営監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号					
1	むら た	こう じ			
	村田	浩司	(1967年9月17日生)	所有する当社の株式数……………	68,200株
				在任年数……………	4年
				取締役会出席状況……………	23/23回 書面決議1回 含む

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年4月	明和地所株式会社入社	2017年9月	当社取締役事業部長
2002年3月	株式会社新日本建物入社	2017年12月	当社取締役事業部長兼横浜支店長
2014年4月	同社 事業本部事業開発部担当部長	2018年8月	当社代表取締役社長
2015年1月	同社 事業本部住宅事業部長	2018年12月	当社代表取締役社長兼監査室長
2016年10月	当社 出向 事業部長	2019年11月	当社代表取締役社長
2017年7月	当社 転籍 事業部長	2021年10月	当社代表取締役会長（現任）

【重要な兼職の状況】－

取締役候補者とした理由

同氏は、創業メンバーとしてIoTレジデンスの開発事業立上げに尽力し、2018年8月より当社代表取締役社長として、当社を牽引し、事業規模と事業領域の拡大に寄与してまいりました。また2021年10月より当社代表取締役会長として、経験により培われた統率力・行動力で当社の業容拡大、企業価値向上に大きく貢献しております。今後もIoTレジデンス事業の更なる成長と当社の企業価値の向上に資することができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号	かしわむら 柏村	ゆう 雄	(1979年7月28日生)	所有する当社の株式数……………	62,400株
				在任年数……………	3年
				取締役会出席状況……………	23/23回
					書面決議1回 含む

再任	【略歴、当社における地位及び担当】				
	2003年4月	株式会社新日本建物入社	2018年9月	当社取締役経営管理部長兼監査室長	
	2016年4月	株式会社新日本商事事業部長			
	2017年7月	株式会社新日本建物管理本部経営企画部次長	2019年4月	当社取締役経営管理部長	
			2019年5月	当社取締役経営管理部長兼コンプライアンス・オフィサー	
	2017年10月	当社 転籍 経営管理部長			
	2018年4月	当社 経営管理部長兼投資戦略部長	2021年10月	当社代表取締役社長（現任）	

【重要な兼職の状況】－

取締役候補者とした理由

同氏は、創業メンバーとしてコーポレート部門に携わり、管理業務全般に関する豊富な経験を有し、上場申請や新規事業等に尽力してまいりました。2021年10月より当社代表取締役社長として、意思決定の精度向上を図り、大きく貢献しております。今後も、DX推進による事業成長と新規事業における創造を加速させ、当社の企業価値の向上に資することができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号	むらた 村田	じゅんじ 純次	(1962年9月17日生)	所有する当社の株式数……………	0株
-------	------------------	-------------------	---------------	-----------------	----

新任	【略歴、当社における地位及び担当】				
	1986年4月	株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	2010年9月	トーセイ株式会社入社	
	2004年7月	グローバル・アセット株式会社取締役	2013年12月	株式会社ウエストホールディングス入社	
	2005年12月	アセット・アドバンス株式会社（現 フィンテックアセットマネジメント株式会社）取締役副社長	2014年3月	株式会社ウエストイノベーション	
			2019年10月	株式会社JTS経営企画室長	
	2009年1月	同社 代表取締役社長	2021年10月	当社顧問（現任）	

【重要な兼職の状況】－

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり金融業及び不動産業に携わり、金融及び不動産に関する専門的な知見及び幅広い経験を有しております。また、他社において会社経営者として経営管理経験も有しております。これらの知見及び経験から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

きもと うじまさ
木本 氏將

(1956年9月16日生)

所有する当社の株式数.....

0株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年4月

国際電信電話株式会社入社

2011年4月

国際ケーブル・シップ株式会社取締役

1994年4月

KDDアメリカ営業部長

2017年6月

同社 代表取締役

1995年4月

KDDサンパウロ事務所長

2008年3月

KDD I 山口衛星通信センター センター長

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり大手通信会社等で培った通信技術の知識・経験、海外勤務経験によるグローバルな見識及び会社経営経験等を有しております。これらの知見及び幅広い経験からDX推進における経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

おののだ まいこ
小野田 麻衣子

(1964年8月18日生)

所有する当社の株式数.....

0株

(芸名：いとう まい子)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年2月

芸能活動開始

2019年1月

株式会社エクサウィザーズ フェロー就任（現任）

2016年4月

早稲田大学大学院博士後期課程入学

2021年10月

株式会社マイカンパニー代表取締役（現任）

2017年6月

株式会社ライトスタッフ代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ライトスタッフ 代表取締役
株式会社マイカンパニー 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、女優として活躍される一方、予防医学、人工知能（AI）及びロボット工学の研究に取り組まれるほか、株式会社エクサウィザーズのフェローに就任し、ロボット開発を行うなど多岐にわたり活躍されております。また、会社経営者として経営管理経験を有しております。これらの知見及び幅広い経験から取締役の職務執行に対する監督や女性の視点から助言を行っていただくとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図るのに適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

6

おお ば
大場

むつ こ
睦子

(1986年5月19日生)

所有する当社の株式数……………

0株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2007年4月	株式会社ソシエ・ワールド入社	2018年6月	大場睦子会計事務所代表（現任）
2008年10月	信金中央金庫入行	2021年6月	株式会社 J T O W E R 社外取締役
2014年4月	有限責任あずさ監査法人入所		（現任）
2018年6月	株式会社 J T O W E R 常勤社外監査役		

【重要な兼職の状況】

大場睦子会計事務所 代表
株式会社 J T O W E R 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、公認会計士として、会計・財務に関する専門的な知見及び幅広い経験を有しております。これらの知見、経験から取締役の職務執行に対する監督や女性の視点から助言を行っていただくとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図るのに適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野田麻衣子氏及び大場睦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野田麻衣子氏及び大場睦子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 小野田麻衣子氏及び大場睦子氏の選任が承認された場合には、当社は、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
たじま ともかず 田嶋 友和 (1976年7月22日生)	2000年 4月 株式会社マルヤ入社 2011年11月 株式会社シノケングループ入社 2013年10月 みつばち保険グループ株式会社入社 2014年 7月 株式会社新日本建物入社 2016年 3月 株式会社関東メディカル・ケア入社 2018年10月 当社入社 経営管理部次長 2019年11月 当社監査室長（現任） 2021年10月 当社人事総務部長（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての監査役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、田嶋友和氏が監査役に就任した場合、同氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

× ₯

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

会 場

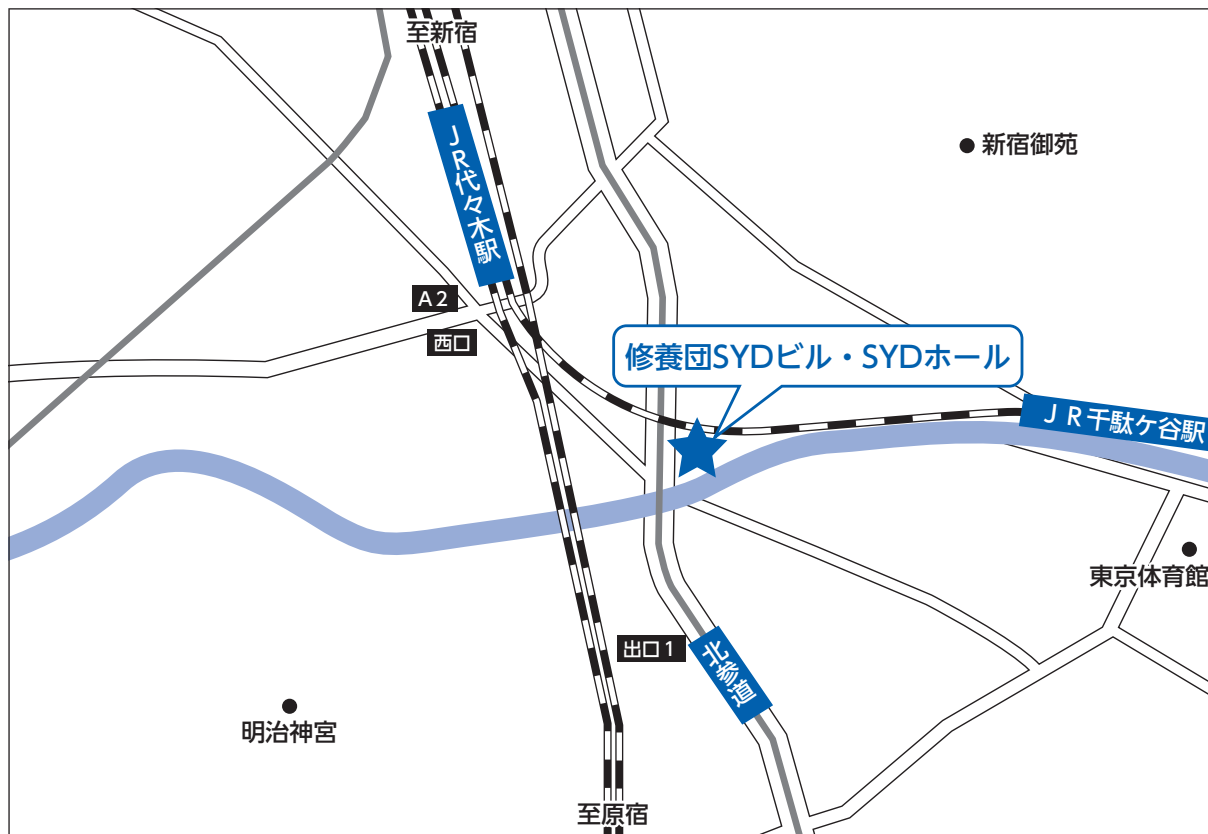
S Y Dホール

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 修養団S Y Dビル2階

TEL (03) 3405-5555

交 通

J	R	山手線・中央線「代々木」駅下車 西口より徒歩5分
都営地下鉄		大江戸線「代々木」駅下車 A2出口より徒歩6分
東京メトロ		副都心線「北参道」駅下車 出口1より徒歩3分
J	R	中央線「千駄ヶ谷」駅より徒歩7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。